

自動車賃貸借請書（案）

令和8年〇月〇日

岩手県知事 達増 拓也 様

受注者 住所
会社名
代表者名 印

次の自動車賃貸借について、その契約額及び受注条件を後記のとおりとして仕様書等に従い誠実に履行することをお請けいたします。

記

- 1 車種名 〇〇
- 2 規格 賃貸借車両仕様書のとおり
- 3 数量 1台
- 4 契約額 金 〇〇 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 〇〇 円)
- 5 受注条件
 - (1) 契約期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日
 - (2) 納入場所 岩手県庁舎敷地内（岩手県盛岡市内丸10番1号）
 - (3) 契約保証金 金 〇〇 円 又は 免除
 - (4) 履行遅滞の違約金 遅延に係る物品の賃貸借代金につき納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額とする。
 - (5) 支払条件 賃貸借料を毎月請求するものとし、その額は月 〇〇 円とする。支払は、完了確認後、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内とする。
 - (6) 遅延利息 支払期限の翌日から支払いまでの期間の日数に応じ、未払額につき年3.0パーセントの割合で計算して得た額とする。
 - (7) 契約不履行に対する措置 受注者又はその代理人がこの契約に関して次のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議はないものとする。

この場合において、契約を解除された原因が天災地変又は不可抗力による場合を除き、契約額の100分の5に相当する額を損害賠償として岩手県に支払うものとする。

また、受注者において、正当な理由がなくこの契約を解除したときは、事後の契約誘引等に参加する機会を制約されても異存がないものとする。

ア 受注者が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合

イ 受注者から契約解除の申出があった場合

ウ 受注者が契約の履行について不正の行為をした場合

エ 受注者が契約の内容に適合しないものがあるときに岩手県から履行の追完請求を受けた後、正当な理由なく行わないとき

オ 受注者が次のいずれかに該当する場合

 - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときと認められるとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。
- カ その他受注者又はその代理人がこの契約に違反した場合